

00896

鳥取縣公報

告示

昭和十六年七月二十二日
第千二百五十二號
火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◆鳥取縣告示第五百九十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八田三郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣竹製被服掛製造販賣組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ竹製被服掛製造及販賣ヲ業トナス者

三、統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

00897

品名	品種	規格	最高販賣價格	最低販賣價格
鳥取縣產竹製洋服掛 (男物) ヅボン掛付	鳳尾竹製 ワックス二回塗 兩端ラッカ一回塗	長徑五分五厘以上 一尺一寸以上	百個當圓三三〇〇	一個當圓三八

同同

(女物)

同

長徑一尺分以上
一尺六寸以上二八、〇〇
三二、二八
、三二

竹製衣紋掛

鳳尾竹製
ワックス二回塗
兩端ラッカ一回塗

長徑一尺分以上

長徑一尺分以上
一尺六寸以上二八、〇〇
三二

本表價格ハ製造業者ノ證票ヲ附シタルモノノ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年七月二十二日

四認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スペシ

◆鳥取縣告示第五百九十五號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八田三郎

00898

二構成員タル資格

(イ) 名稱 鳥取縣冰菓製造販賣業組合
(ロ) 地區 鳥取縣一圓

三 地區内ニ於テ冷凍機ヲ使用シ冰菓類ノ製造並ニ販賣ヲ業トスル者

統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品種

規格

卸賣價格 (十本當り)

小賣價格 (一本當り)

冰菓類 (アイスケーキ)
原液分ボーメ八度以上
一本重量・軸木共十三匁以上

一五、〇
二、〇

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年七月二十二日

四認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スペシ

◆鳥取縣告示第五百九十六號

昭和十三年三月商工省令第八號揮發油及重油販賣取締規則第五條ノ二ノ規定ニ依ル團體左ノ通指定ス

昭和十六年七月二十二日

00899

一 團體名及代表者氏名

山陰地區機帆船海運組合鳥取支部

二 主タル事務所ノ所在地

鳥取縣西伯郡境町榮町三四番地

支 部 長 川 島 嘉 太 郎

鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第五百九十七號
昭和十六年六月鳥取縣告示第四百八十六號中左ノ通改ム
昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
鳥取縣知事 八 田 三 郎

「鳥取縣資源回収協議會規程左ノ通定ム」トアルヲ「鳥取地方資源回収協議會規程左ノ通定ム」ニ改ム
「鳥取縣資源回収協議會規程」トアルヲ「鳥取地方資源回収協議會規程」ニ改ム
第一條中「本會ハ鳥取縣資源回収協議會ト稱ス」トアルヲ「本會ハ鳥取地方資源回収協議會ト稱ス」ニ改ム

◆鳥取縣告示第五百九十八號
東伯郡天神野耕地整理組合第十五區換地處分ノ件認可セリ
昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第五百九十九號
東伯郡天神野耕地整理組合第十六區換地處分ノ件認可セリ
昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第六百一號

岩美郡小田村第三耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
鳥取縣知事 八 田 三 郎

◆鳥取縣告示第六百一號
岩美郡鳥取市畜產組合及氣高郡畜產組合ニ對シ常設家畜市場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依ル賣買交換及禁止區域左ノ通指定ス
昭和十六年七月二十二日

昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎
鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取常設家畜市場		市場名	區分	開 設 地	取扱家畜	開 催 日	禁 止 區 域
分場	本場	鳥取市吉方町	牛 馬	牛 馬	每 日		
	牛 馬	岩美郡浦富町大字浦富	牛 馬	牛 馬	每 日		
	每月十四日至六月 <small>(十五日 十七六日)</small>						
		鳥岩美市郡					一圓

00901

古海常設家畜市場

本場	氣高郡大正村大字古海
分場	氣高郡正條村大字瀬村

牛	馬	每	日

氣高郡	一圓
-----	----

◆鳥取縣告示第六百三號

產婆名簿取消者左ノ如シ

昭和十六年七月二十二日

住 所 烏取縣氣高郡寶木村大字寶木九〇三番ノ三地

昭和十六年七月八日廢業ニ依リ同日付產婆登錄名簿ノ

取消方出願昭和十六年七月十四日取消

山 根 妻 恵

◆鳥取縣告示第六百三號

醫藥品及衛生材料生產配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ仲買人ヲ左ノ通指定ス

昭和十六年七月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

八頭郡智頭町大字智頭一六〇九ノ二 八頭生藥組合
東伯郡高城村大字大立一六 山崎喜市
米子市糀町二丁目一〇四 大櫃万次郎
日野郡石見村字中石見九二ノ二 谷口君一

彙

報

鳥取縣雜穀配給統制規則制定

農會の統制で組合へ販賣し

配給はすべて商業組合から

(農務課)

政府に於ては雜穀需給の實情から、曩に農林省令第百三號を以て雜穀配給統制規則を公布して、主要食糧逼迫に伴ふ代用食補充の操作と、輸入豆類の需給調整を圖ることとなつてゐるので本縣でも現下の雜穀出廻狀況に鑑みて之が縣下雪給の調整を圖つて代用食の圓滑な供給を期する爲、本月十八日付鳥取縣令第三十四號を以て「鳥取縣雜穀配給統制規則」を制定して即日施行するに至つた。

この統制規則にいふ雜穀とは青果にあらざる大豆・小豆・蠶豆・菜豆・綠豆・蕷麥・粟の八品目であるが、その一切の出荷は農會に、集荷は產業組合により、又配給は穀物商業組合の系統を通じて一元的に統制することとなつたものである。

次に配給について説明すると、縣販聯はこれを全部鳥取縣穀物商業組合聯合會(穀商聯)に賣渡し、穀商聯は「大口實需者團體」並に「小口業務及一般家庭」に對する配給先・用途・種類・數量・時期等を具し且つ縣内用と縣外用とを區分して知事に申請し、

その承認を受けて配給するのであつて、穀商聯から縣内用として配給を受けた雑穀は、決してこれを縣外に搬出することはならないのである。

縣販聯及び穀商聯は毎月の取扱數量を翌月五日までに知事に報告し、又販賣組合・農業倉庫・縣販聯及び穀商聯は常に所定の帳簿を備へて、受入販賣等の雑穀種類・數量・買受又は販賣先・價格・時期等を記載せねばならぬ。

尙、以上の統制規則に違反した者は拘留又は科料に處せられるのであるが、縣内に於て使用せられる雑穀種子については、右の規定に拘らず市町村農會長に於てその斡旋が出来ることになつてゐる。

×

×

×

警 告 —— 腸チフス蔓延の兆！

豫防は斯うして

(衛生課)

昨今本縣に於て腸チフスが蔓延し、特に東伯郡に於ては最も猖獗を極め、西伯郡、鳥取市が之に次いでゐるが、全縣下で本年一月

以降七月十五日現在で患者が二四七名、死者三五名の多きに達し昨年同期の患者五〇名、死者一〇名に比すると、患者に於て五倍死者に在りては三倍半の増と云ふ實に驚くべき數字を示すに至つた。而も未だ蔓延の兆があつて停止するところを知らない有様である。

此のチフスの豫防に付ては昨年八月二日付(第六十五號)の「事變特報」に記したのであつたが、此處に簡単に之が豫防の知識並に方法に付て再記することとする。

チフスには腸チフスとパラチフスとあるが、傳染の經路も豫防の方法も大體同じである。元來チフスは夏季に這入つて最も發生し易く八月を最盛期とされてゐる。此のチフスが何故發生するかと云へば、國民が衛生思想に乏しく且つ衛生施設が不充分だからである。チフスは一種の大便の媒介に因り傳播する傳染病であつて病人の排泄する糞尿の處置が悪く、其の上飲食物に對する注意を怠り、傳染病豫防に無頓着だからである。

我國の便所は多く開け放しであるが、之は不潔なばかりでなく甚だ危険である。それは蠅や鼠が便所から病菌を持ち出して野菜とか魚介、或は膳の上等の食物にたかつて病原菌を附着するからであつて、便所には必ず蓋をするとか石灰を撒布する等の消毒をするとかしなければならぬ。

從つて魚介類の刺身とか、或は野菜の一液漬等は、夏季に這入つて體の弱つてゐる時には取扱方法が悪ければ最も危険である。野菜は半日や一日で病菌が自然に死滅するものではないから、必ず一度熱湯を通すとか古漬になつてから食べるやうにすべきである。

感染は大體二週間位の潜伏期があつて、此の潜伏期が終ると

ら、不斷之等のことによく注意して消化器傳染病を豫防し心身を剛健にして益々銃後の守りを固めなければならない。

×

×

×

傷痍軍人に『報國の途』

國民學校教員に

(社會課)

チフスは大體二週間位の潜伏期があつて、此の潜伏期が終ると惡寒微熱が出始めるのであるが、それから次第に體がだるく頭痛がしたり、氣分が勝れず、食慾もなくなり熱も朝低く午後高く梯子昇りに昇つて來るものであるから、斯う云ふ時には早く醫師の診斷を受けなければならない。早く診斷を受け早く入院をして充分な手當をすれば治療も早く、死なずに済むのである。

詰りチフスに罹らぬためには不斷の手の消毒水、臺所、便所等によく注意し、其の上豫防注射を行ひ口に入るものを注意すれば殆どチフスには罹らない。兎に角チフスの豫防は國民の自覺と努力に依る外ではなく、若しあれば赤薙、コレラ其の他の消化器傳染病も略々同様に豫防することが出来るのであるか

軍事保護院では、今回傷痍軍人にして教育者たるに適する素質と熱意とを有する者に對し必要な教育を施し、國民學校教員たらしめ以て傷痍軍人に新なる報國の途を拓くと共に其の貴重なる体験を通じて兒童に國防に對する認識を深めさせ、且つ傷痍軍人に對して尊敬感謝の念を篤からしめるため、國民學校初等科訓導及び同初等科准訓導を養成することとなつた。

初等科訓導の養成所は宮城縣師範學校内傷痍軍人國民學校訓導養成所、岡山縣師範學校内同、小倉師範學校同の三ヶ所であつて本縣人は岡山の養成所に入所することになつて居り、准訓導養成所は福島縣師範學校内傷痍軍人國民學校内初等科准訓導養成所、石川縣師範學校内同、和歌山縣師範學校内同、島根縣師範學校内

同、大分縣師範學校内同の五ヶ所で、本縣は島根の養成所に入所することになつてゐるが、訓導の修業年限は一年間で定員三十名准訓導は同じく一年間で定員四十名である。

入所資格は訓導、准訓導共戰鬪又は公務のため傷痍を受け又は疾病に罹り、之がため恩給法に依り増加恩給傷痍年金若くは傷痍賜金を受け又は受ける見込みのある者、品行方正、意思堅固、思想健にして國民學校教員たるに適する者であつて、其の外禁錮以上の刑に處せられた者、破産者及び國民學校教員免許状褫奪處分を受けて三年以内の者は受験資格はないことになつてゐる。

更に訓導受験者は中等學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者(陸海軍部内の相當學校卒業者を含む)となつてゐるし、准訓導の方は高等小學校卒業者及び之と同等以上の學力を有する者(下士官は學歴の如何に拘らず入所資格がある)となつてゐる何れも修學手當として年額三百圓を支給せられることになつてゐる。尙ほ訓導受験者の願書締切は八月五日、資格試験は二十七日、學科試験は二十八日、人物考查及び身体検査は二十九日で、九月八日に入所することになつて居り、准訓導受験者の願書締切は七

月三十一日、學科試験は八月二十五日、人物考查及び身体検査は二十六日であつて、入所期日は九月五日となつてゐる。詳細は縣社會課に問い合わせはせられたい。

◎ 行旅死亡人

一 本籍、住所、氏名、職業 不詳	三十歳位男子
一 相貌 身長五尺二寸位、丸顔、頭髪黒長シ、眉眼耳腐爛ノ爲不明	
一 所持品 著衣 詰襟黒上衣、細縞シャツ、メリヤス猿又バイブー、現金ナシ	
一 備考 昭和十六年四月二十五日函館市五稜郭公園東裏門側濠中ヨリ發見、身元不明ニヨリ假埋葬ス死後一箇月以上ノ腐爛死體ナリ	
一 取扱者 心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度	
一 取扱者 戸主、續柄、不詳	
一 本籍、住所 吉田喜太郎	
一 氏名、年齢 當二十五歳(夫レモ自稱)	
一 病狀 自痴瘍傷(四脚顔面)脚氣	
一 人相其他 顏圓ク眼大鼻隆口大耳並髮濃シ丈五尺二寸位	
一 着衣 着衣綿入ボロ外套	
一 心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度	

◎ 行旅病人

一 取扱者 北海道旭川市長	
一 本籍、住所 戸主、續柄、不詳	
一 氏名、年齢 吉田喜太郎	
一 病狀 當二十五歳(夫レモ自稱)	
一 人相其他 自痴瘍傷(四脚顔面)脚氣	
一 着衣 顏圓ク眼大鼻隆口大耳並髮濃シ丈五尺二寸位	
一 心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度	

正誤

昭和十六年六月三十日付鳥取縣公報登載鳥取縣令第二十九號中左ノ通正誤ス

四 段及行 頁 上段末項	四 あべまき樹皮十貫ニ付金五錢
昭和十六年七月廿二日印刷	正
昭和十六年七月廿二日發行	五 あべまき樹皮十貫ニ付金五錢

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所